

全日本年金者組合三田支部

支部長 XXXXXXXXXX 様

三田市長 森 哲男



要望事項につきまして（回答）

師走の候、ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

平素は、市政の推進に格別のご理解ご協力をいただき厚くお礼申しあげます。

さて、令和元年11月15日付で提出のありましたみだしの件につきまして、下記のとおり回答します。

記

1 市民生活保護を優先する市政に転換を

①決算時における剰余金について、市長の「将来の人口減に備えた備蓄」との発想は、現に厳しい生活を強いられている市民生活を無視した発言であり、全く理解できない。「将来」ではなく今の市民生活の向上にこそ生かすべきである。（財政課）

決算時における剰余金、即ち各会計年度終了後に生じた実質収支黒字につきましては、法律（地方自治法第233条の2及び地方財政法第7条）に基づき、翌年度の歳入に編入した上でその二分の一を当該年度の補正事業の財源とするとともに、残る二分の一につきまして年度間調整用の基金に積み立てるよう定められています。

三田市においても、不測の災害対応等に係る補正財源の適切な確保や基金による財政運営の安定化は、目下及び将来の市民生活の向上にとって欠かせないものであり、現在の取り扱いが妥当と考えております。

2 三田市民病院を公立として存続し医療体制の充実を図ること

市民病院の「統廃合」や「民営化」を行わず、現在地で市立病院として存続し、夜間の小児救急医療体制の充実や待ち時間の短縮など患者の立場に立った改善を図ること。（市民病院改革プラン推進課）

三田市は、今と変わらず「この地域で安心の医療が受け続けられること」を目指しており、市民病院は今後も救急医療をはじめとする急性期医療を安定的に提供し続ける必要があると考えております。

しかし、近年の医療を取り巻く環境は、新専門医制度の開始や診療報酬の厳格な改定など厳しさを増しており、市民病院もこのままでは急性期医療を安定的に提供し続けることが困難な状況です。

特に、平成30年4月から始まった新専門医制度は、若手医師が一定数以上の症例や手術等の経験を積むことにより専門医としての認定を受けることができる制度であり、専門医を希望する医師は、それらの経験を積むことができる大規模病院等へと集約されていくことが予想されています。

このような背景から、兵庫県内の公立病院におきましては急性期医療を安定的に提供するために、再編・統合や経営形態の見直しを行い、若手医師の確保や経営の健全化に向けた取り組みが進められております。

三田市としましてもこれらの状況を踏まえ、市民病院を将来にわたって継続的・安定的に運営し、市民のみなさまがこの地域で安心して医療を受け続けられるよう、再編・統合や経営形態の見直しにつきまして検討を進めてまいりたいと考えております。

小児救急の医療提供体制につきましても、現在、小児科医2名の体制により、分娩立ち合いへの対応等が中心となっているため、夜間の小児救急につきましても十分な対応とは言えない状況にあります。今後も更なる医師確保に向けて取り組みを進めてまいります。

また、待ち時間の短縮につきましても、定期的に外来待ち時間調査を実施し、原因を分析するとともに、改善に向けた検討や取り組みも行ってありますが、今後も更なる取組の強化を図ってまいります。

3 国保税の負担軽減措置を早急に講じること（国保医療課）

①国に対し、制度改正と国庫負担増を求め、被保険者の世帯人数が多い世帯や低所得世帯ほど負担の重い「均等割」「平等割」を廃止し、国保税の負担軽減を図ること。

平成30年度の国民健康保険制度改正に当たって、国より総額3,400億円財政支援が実施されておりますが、三田市では更なる財政支援を国に対して市長会等を通じて行っております。

次に、保険税の構成につきましても、兵庫県国民健康保険運営方針の応能割と応益割の割合の中で、「所得割」「均等割」「平等割」に基づき基本に設定するとされており、このことから、「均等割」「平等割」を廃止することは考えておりませんので、ご理解の程お願い申し上げます。

②市独自の減免制度を所得の激減「5割」から「3割」に拡大するなど制度の充実を図ること。

市独自の減免に対しては、国庫補助等がなく、減免を拡充することにより保険税収入を減額することは、他の被保険者への負担増となりかねないため、市独自軽減の拡充につきましても考えておりませんので、ご理解の程お願い申し上げます。

4 介護制度の改善・充実と高齢者福祉対策を急ぐこと（介護保険課）

①基金等を活用し、介護保険料の負担軽減を図ること。

基金の活用につきましても、第7期（平成30～令和2年度）の保険料の算定に当たり、介護給付費準備基金3億円の活用を図ることで保険料の引き下げを実施しております。

②必要な介護や支援が受けられるよう市独自の支援策を講じること。

三田市では、サービス利用者の負担軽減として、社会福祉法人介護保険利用者負

担軽減事業を実施しておりますが、国の制度に基づき生活困窮者であっても全額免除は行えないこととなっております。

③深刻な老老介護の実態を把握し、負担軽減策を講じること。

三田市では、毎年民生委員・児童委員の協力により要援護高齢者調査を実施し、ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯及び歩行や視覚、聴覚等困難な方などの生活支援の必要な高齢者の把握をしております。

高齢者が高齢者を介護せざるを得ない状況につきましては、深刻な課題であると認識しており、介護保険制度や介護保険制度以外のサービスを活用することにより、介護者の負担軽減を図っていくことが必要であると考えております。

また、民生委員、自治会、近隣住民をはじめ地域全体で見守り、支え合う仕組みづくりが重要であると考え、地域包括ケアシステムの構築に向けて様々な取り組みを順次進めていく予定です。

現在は、市内6箇所の地域包括支援センター・高齢者支援センター等の相談窓口を中心にケアマネジャー等の介護事業者や民生委員児童委員と連携しながら適切な支援につながるよう努めております。

5 水道料金を引き下げること（上水道課）

①水道料金の値上げは絶対に行わないこと。

水道事業では水需要の減少が水道料金の収入減に直接結びつきますことから、将来にわたって安定経営を持続していくため、様々な経営努力をしているところです。しかしながら、今後水道施設の大規模な更新工事費が発生することもあり、水道料金につきましては、平成30年度に策定いたしました「経営戦略」におきまして検討いたしました。今後10年間は、料金値上げを実施しなくても安定的な経営ができる見込みです。

②水道料金の基本料金を「5立米」に見直し、少量利用者の負担を軽減すること。

基本水量内の使用者が増加傾向にあることから、基本水量のあり方を含めた料金体系につきまして本年度より「上下水道事業経営審議会」において検討しており、令和2年度に方針を決定していきます。

6 高齢者および交通弱者対策を強化すること（交通まちづくり課）

①高齢者の外出を支援するため、優れた先進地の経験を活かし「コミュニティバス」を早急に導入すること。

高齢者の皆さまを含む交通弱者の移動手段の確保は、三田市の大きな課題であると認識しております。

三田市では平成30年度に「地域公共交通網形成計画」を策定し、日常の暮らしを支える公共交通の実現に向け、「地域の特性に応じた日常の暮らしに寄り添う公共交通ネットワークの形成」を基本方針の一つと位置付けました。

その具体的な展開につきましては、事業者や住民の皆さまとの協働による持続性の確保が不可欠であると認識しており、現在、地域の皆さまとの検討を順次進めているところです。

②「高齢者交通費助成」の助成額を大幅に増額すること。また、JRへの利用拡大を可能にすること。また、ガソリン券など利用しやすい制度に充実すること。

高齢者運賃助成制度につきましては、急速な高齢化の進行や自家用車を利用されない方の増加なども視野に入れながら、利用いただきやすい制度を目標としながら維持・展開を図ってまいります。

③新三田駅にエスカレーターを設置するようJRに求めること。また、広野駅入り口にスロープを設置すること。

新三田駅には、平成13年度にエレベーター設置により、改札からホームへの交通バリアフリーへの一定の対応がなされたところですが、誰もが円滑に安心して自由に鉄道を利用できるよう、エスカレーターの設置につきましてJR西日本に要望を行っているところです。また、広野駅につきましても高齢者等の利用の実態を踏まえ、可能な限り駅施設の段差解消を行うよう要望を行っているところです。いただいたご意見をふまえながら利用しやすい環境整備に向け、引き続き要望活動を行ってまいりますのでご理解をいただきますようお願い申し上げます。

7 高齢者の交流とゴミ出しなどに支援策を

①敬老会への助成制度を復活すること。(いきいき高齢者支援課)

市としては、元気な高齢者が増えている中、高齢者のニーズの多様化に対応し、健康で元気に生きがいを持って安心した生活を送っていただける社会環境づくりに取り組むため、敬老行事補助金の財源を生きがいづくり、健康づくりを促す事業等を実施するために活用することとしました。あわせて、長寿のお祝いとして、平成30年度から、米寿(88歳)、百寿(100歳)の節目年齢の方に対するお祝いを実施し令和元年度も実施しておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

②「ゴミ出し困難世帯」への戸別収集を実施すること。(クリーンセンター)

高齢者世帯へのごみ出し支援は、介護保険サービスの利用によるもののほか、近年、共助の取り組みとして地域コミュニティによる自主的な生活支援として取り組まれるケースが増えているところです。

しかしながら、今後、三田市においても急激な高齢化が進む中、ごみ出しに支援が必要となる世帯の増加も想定されることから、地域コミュニティにおける共助の取り組みの拡充と併せて、ご要望にあります戸別収集など支援の在り方につきましても具体的な検討を進めてまいります。

③加齢性難聴者への補聴器購入補助制度を創設すること。(障害福祉課)

会話や音の聴取が困難な方につきましては、障害者総合支援法の補装具費支給制度により購入の補助を行っております。

補装具費支給制度は、身体障害者手帳により難聴要件を確認するため身体障害者手帳の所持が必要です。加齢性難聴の方でも、身体障害者手帳の難聴要件と同様の聴覚レベルであれば、手帳を取得し補装具支給費制度を利用して補聴器を購入することができます。よって、加齢性難聴者につきましても、補聴器が必要となる程度の症状まで進行している場合は、身体障害者手帳を取得し本制度による補聴器購入補助をご利用ください。

<お問い合わせ>

経営管理部行政管理室総務課 (TEL 079-559-5035)

回答させていただいた内容に質問等がございましたら、上記お問い合わせにご連絡ください。

なお、本件は、担当する課が複数となっており、即答が出来ない場合もございますが、その際は、担当する課から別途ご連絡させていただき回答いたします。